

参考資料2
第2次基本計画
策定の経過

17企第284号
平成17年9月17日

平成18年2月14日

久留米市総合計画審議会
会長 吉田 帰命 殿

久留米市長 江藤 守國 殿

久留米市総合計画審議会
会長 吉田 帰命

久留米市長 江藤 守國

久留米市新総合計画の基本計画見直しについて（諮問）

久留米市総合計画審議会規則に基づき、久留米市新総合計画の基本計画見直しについて、貴会の意見を求めます。

久留米市新総合計画基本計画の見直しについて（答申）

平成17年9月17日付17企第284号をもって当審議会に諮問された、久留米市新総合計画基本計画の見直しについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

なお、答申を受け作成する基本計画の推進に当たっては、下記の事項に留意し、努力されるよう要望します。

記

本審議会では、合併後の新久留米市の都市づくりは、久留米市新総合計画基本構想を受け継ぎながらも、本格的な人口減少社会や超高齢社会の到来などの歴史的な転換期に直面していること、これまでの成長や量的拡大を前提とした制度やシステムから新たな国づくりの基盤となる仕組みへの再構築が求められていること、などの久留米市を取り巻く時代認識・環境認識のもと次のような事項を要望します。

1. 広域的な都市づくりと合併後の一体感の醸成

久留米市は、佐賀県東部を含む福岡県南地域の中核的な都市として発展してきました。また、広域合併が実現した現在、様々な地域資源の集積や魅力も高まっています。

基本計画の推進に当たっては、新市としての一体感の醸成に取り組むとともに、戦略的な都市経営の徹底を図ること。

2.中核市の実現と自律した都市づくり

久留米市は、平成20年4月の中核市移行に向けて準備を進めており、中核市にふさわしい都市づくりに取り組む必要があります。

中核市は、数多くの権限が移譲される反面で、自らの都市を自らが治め、責任ある都市づくりを実践することが求められる制度です。そのためには、久留米市で生活し活動する市民・企業・行政等が知恵や工夫、実行力を発揮できる自律した都市づくりに取り組む必要があります。

基本計画の推進に当たっては、中核市への移行が単に権限移譲に終わることなく、自律した都市づくりの契機となるような施策等の実施を行うこと。

3.協働の都市づくりの徹底

新久留米市の都市づくりに当たっては、市民の自発的活動を主体とする「市民と行政の協働」を一層徹底する必要があります。しかしながら、未だ、市民や企業等の持つ多様な個性や活動を都市づくりに取り込む仕組みが具体的な姿として見えていません。

今後、市民等との協働は不可欠であり、一層重要となってきますので、協働についての仕組みづくり、市民自らの活動への支援等の具体的な施策を行うこと。

4.不透明な財政状況と行財政改革・官から民への移行促進

地方分権の進展によって、地方公共団体は市民サービスに身近なサービスの担い手となる一方で、これらサービスを実施する財源については、地方交付税の削減や補助金削減など厳しさを増しており、将来の財源見通しについても不透明感が増えています。

このような観点から、今回、基本計画期間を前期5ヵ年と後期5ヵ年に区分し、財政的な担保性から一定の制約を設けることは必要だと考えます。

その一方で、公共サービスに対するニーズは、多様化し増加していますが、一層の官から民への移行促進を含めた行政改革の徹底、事業等の選択と集中的実施は、健全な財政運営のためには不可欠であり、今後とも職員の計画的な定員管理をはじめとする行財政改革に継続的に取り組むとともに、施策や事業についての仕分け、公と民で行うものを区分する仕組み等の具体的な取組を行うこと。

5.経済活力の再生

久留米市はこれまで、農業・商業・工業のバランスがとれた発展をしてきました。今後も、産業のバランスある発展を進めながら、次代を見通した[※]バイオを中心とした新しい産業の創出等に取り組むことは重要だと考えます。

一方、平成23年春に開業が予定されている九州新幹線のインパクト等を活かしながら、久留米市の潜在的な経済活力を再生する施策を行うこと。

6.その他

保健所・健康づくりセンターは、保健・福祉サービスが融合した事業が行われることが必要であり、一般市民にも福祉機能が含まれることが分かりやすい名称、その機能を表すような名称への変更を要望します。

久留米市総合計画審議会規則

(昭和45年4月21日)
久留米市規則第30号
最終改正 平成17年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)第3条の規定に基づき、久留米市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ総合計画に関する事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市農業委員会委員
- (4) 市職員
- (5) 市の区域内の公共的団体の役員および職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、第2条に定める諮問にかかる事務が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第6条 審議会に、会長および副会長各1人を置き委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年7月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年4月1日規則第17号附則第3項)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年9月14日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第134号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

久留米市総合計画審議会委員

規則区分	役職名	氏名
市議会議員 (10名)	久留米市議会議員	◎吉田 帰命
	久留米市議会議員	堺 陽一郎
	久留米市議会議員	新山 正英
	久留米市議会議員	梅野 忠光
	久留米市議会議員	塚本 篤行
	久留米市議会議員	坂井 政樹
	久留米市議会議員	荒巻 孝信
	久留米市議会議員	堀田 富子
	久留米市議会議員	宮田 康敏
	久留米市議会議員	十中 大雅
	教育委員 (1名)	久留米市教育委員会教育委員
農業委員 (1名)	久留米市農業委員会会長	吉田 勝弥
市職員 (3名)	久留米市助役	坂本 正憲
	久留米市助役	柴田 好之
	久留米市収入役	柿本 眞左子
市の区域内の 公共的団体の 役員および 職員 (9名)	久留米商工会議所会頭	○前川 博
	久留米市農業協同組合長	平田 幸治
	久留米女性会議代表	永延 桂子
	(社)久留米医師会会長	丸田 宏幸
	久留米市立学校長会会員	池尻 勝美
	久留米市自治会連絡協議会会長	亀川 正司
	久留米市校区公民館連合会会長	豊福 幸義
	久留米地区環境衛生連合会会長	矢ヶ部 嘉彦
	久留米青年会議所 地域創造委員会委員長	向江 英子
学識経験者 (5名)	久留米大学学長	薬師寺 道明
	久留米工業大学学長	根本 實
	久留米大学文学部教授	狩野 啓子
	信愛女学院短期大学教授	岡部 千鶴
	久留米大学医学部(看護学科)教授	藤丸 千尋
その他特に 必要と認める者 (3名)	福岡県企画振興部地域政策課長	中村 仁彦
	元福岡県女性総合センターあすばる館長	高山 史子
	ソーシャル・プランニング・アンド・リサーチ代表 くらんざ総研客員研究員	山下 永子
合計	32名	

※氏名頭の◎が会長、○が副会長

総合計画（基本計画等）見直しの基本方針

1.目的

この基本方針は、総合計画見直し作業を円滑に推進するため、総合計画見直しの背景、基本的視点、見直しの範囲、手順、体制など総合計画見直しに関し基本的な事項について定める。

2.総合計画見直しの背景

総合計画策定の主体である都市の内部環境が大きく変化するとともに、外部環境も変化が見られ、総合計画の見直しが求められている。環境変化の主なものは次のとおりである。

- 広域合併の実現により、1市域エリアが拡大したこと、2人口や産業集積など都市規模が増大したこと、3産業構造等が変化したこと、4平成20年度に新たな都市制度である中核市へ移行予定であること等、現総合計画の基礎要件が大きく変化するとともに、新市建設に関する基本的な計画である「新市建設計画」を包含した、新市としての総合的で一体的な行政施策の体系化が求められている。
- 人口減少・超高齢化、IT革命、グローバル化等の時代潮流の鮮明化や国の構造改革の進展等、新総合計画策定の前提となった地域社会を取り巻く環境変化が現実のもの、大きな変化のうねりとして押し寄せており、新たな時代の舵取りを、一層の戦略性をもって取り組む必要が生じている。

3.見直しの範囲

総合計画見直しの範囲としては次のとおりとする。

- (1) 基本構想

基本構想は、おおむね西暦2025年を目標とする長期構想として、都市づくりを進めるための基本理念や、目指す都市の姿など理念的な都市づくりの方向を示したものであり、見直さないこととする。
- (2) 基本計画

基本計画は、計画の期間・区域、この期間で目標とする都市の姿などを明らかにするとともに、実現するための基本的施策の方向を体系的に示す具体的な期間計画であり、大幅な環境変化があれば見直すことが求められる。現基本計画は、平成22年を目標とする計画であり、5年の計画残期間があるが、都市の内外の環境変化に対応し、全般的に見直すこととする。

ただし、都市の姿・施策の柱・方向までの施策の体系については、旧4町における総合計画・基本計画体系もおおむね包含できることから、現体系を活かした一部見直しを基本とする。
- (3) 国土利用計画

国土利用計画は、国土利用計画法に基づき、国の全国総合計画、県の国土利用計画を踏まえて、市町村国土利用計画を策定することとされている。本市の国土利用計画は、総合計画の土地利用計画として、目標年次や人口・産業構造等の社会フレーム等を基本計画と整合することを前提としており、基本計画の見直しに連動し、見直すものとする。

しかし、現在国において、国土利用関連法規の抜本的な見直しが審議されるとともに、県においても法規見直しを踏まえた国土利用計画の見直しが予定されており、国・県の状況を踏まえて見直す必要がある。

こうした事情を勘案し、国土利用計画については、国での審議、県の国土利用計画策定状況などを見守りつつ、基本計画の見直しを踏まえ、平成18年度以降に見直すものとする。

(4) 実施計画

実施計画については、本市の財政計画と連動した行政計画として策定する。

4.見直し後の計画フレーム

現在の「新総合計画」で定める計画スキームを基本として見直す。

(1) 基本計画

- 計画対象期間…計画期間は現計画どおり10ヵ年（平成17年度～平成26年度）とする。
- 計画の内容…現計画で示す内容を基本とする。

(2) 国土利用計画

- 目標年次・社会フレーム…基本計画と整合するものとする。
- 計画の内容…基本構想に即し、基本計画と整合するものとし、現計画で示す内容を基本とする。

(3) 実施計画

- 計画期間…3ヵ年計画を基本とする。（前期3年（平成17～19年度）中期3年（平成20～22年度）後期4年（平成23～26年度））
- 計画の内容…行政計画であり、財政計画と連動し、毎年度の予算編成・要員配置等の指針となる内容とする。

5.計画見直しの基本的視点

(1) 地域資源の活用と一体的な都市づくり

新生・久留米市として、速やかに一体性を確立し、合併により拡大した地域資源の活用など都市アイデンティティ[※]を示す計画とする。

(2) 戦略性の徹底

新総合計画・基本構想及び新市建設計画において都市づくりの基本視点として設定されている戦略性を徹底する計画とする。

※戦略性…歴史的な環境変化を長期的展望と広い視野でとらえ、都市づくりの重要な価値観・重要な課題を未来の視点から選択するとともに、課題解決を図るため、最も効果的かつ効率的な方法を選択し決定すること。（選択と集中）

(3) 市民と行政の協働による都市づくり

都市づくりの構図を、従来以上に市民と行政が協働する都市づくりへと転換し、真の意味で、市民と行政の協働により築かれる都市づくりを推進する計画とする。

6.策定体制

総合計画を見直すため、庁内組織として「総合計画策定会議」「総合計画策定委員会」「総合計画策定部会」等を設置する。

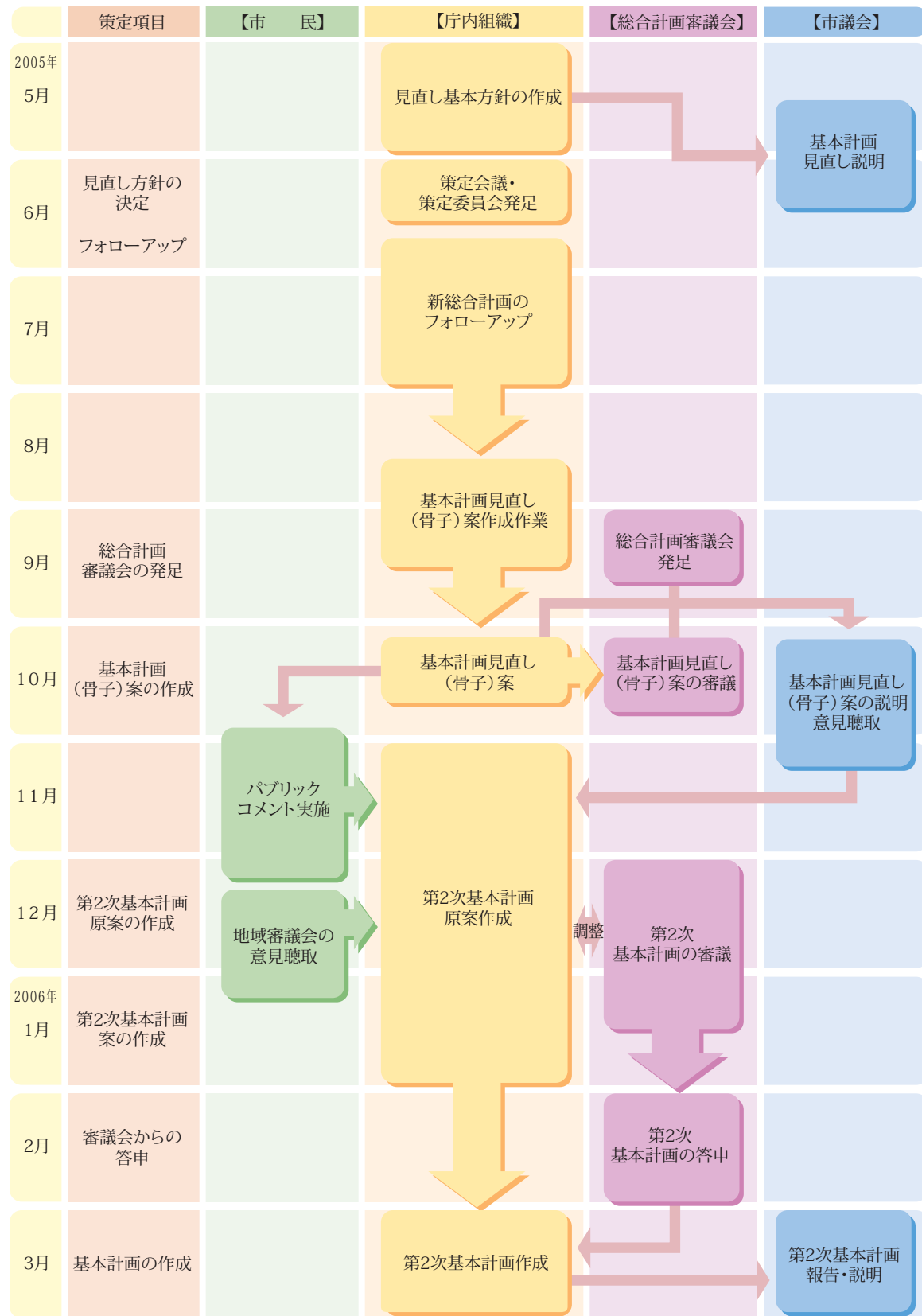
また、多様な視点からの意見を反映した計画とするため、久留米市総合計画審議会規則に基づき、「総合計画審議会」を設置する。

7.その他・特に配慮すべき事項

- (1) 総合計画の見直しに当たっては、市議会の意見等を十分尊重することを基本に見直しを行う。
- (2) ^{*}パブリックコメントの実施等により、総合計画見直し案について、広く市民等から意見を聴取し、計画に反映する機会を設ける。
- (3) 4地区に設置された地域審議会に対し、必要に応じて総合計画見直しの内容を説明し、意見を聴取する。
- (4) 総合計画策定部会など問題・課題認識、課題解決のための方法（施策等）等の検討にあたり、意欲ある職員の意見や提案を反映させることができるよう、職員参加の機会を設ける。

新総合計画第2次基本計画策定フローチャート1

(計画策定の手順)



新総合計画第2次基本計画策定フローチャート2

(作業日程)

